廿日市市生涯学習推進本部人材バンク事業実施要綱

（平成21年7月1日副本部長決裁）

（目的）

第1条　この要綱は、学習活動や職業生活などで培った知識、経験、技能等（以下「知識等」という。）を持つ人材等を発掘し、この情報を提供するために廿日市市生涯学習推進本部（以下「本部」という。）が人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置することにより、市民の生涯にわたる学習活動の支援を図り、もって市の生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

（登録等の対象者）

第2条　人材バンクに登録できるものは、生涯学習の振興に理解と熱意があり、かつ、自らの知識等を地域に生かそうとする意欲のあるものとする。

2　人材バンクに登録した者（以下「登録者」という。）の紹介を受けることができるものは、自らの活動のために登録者の知識等を活用しようとするものとする。

3　前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、人材バンクに登録し、又は登録者の紹介を受けることができない。

(1)　専ら営利を目的とするものであると認められるとき。

(2)　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを目的とするものであると認められるとき。

(3)　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものであると認められるとき。

(4)　公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条の公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党その他の政治活動を行う団体を推薦し、指示し、又はこれらに反対することを目的とするものであると認められるとき。

(5)　公の秩序を乱し、善良な風俗を害し、他人の生命や財産を脅かし、又は他の活動を干渉するものであると認められるとき。

(6)　集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益につながると認められるとき。

(7)　衛生、災害、安全、人権、男女平等、青少年育成等の配慮を欠くと認められるとき。

(8)　市の施策の推進に反すると認められるとき。

(9)　社会的な非難を受けるおそれがあると認められるとき。

(10)　その他内容が不適当なものであると認められるとき。

（登録の手続）

第３条　人材バンクに登録しようとするもの（以下「登録申込者」という。）は、別記様式による申込書を本部長に提出するものとする。

2　本部長は、登録申込者の人材バンクへの登録を承認したときは、人材バンクに登録申込者の情報を登録するものとする。

（登録期間）

第４条　人材バンクの登録期間は、登録した日から登録した日の属する年度の 3 月 31 日までとする。ただし、その日までに登録の取消しがなかったときは、登録期間はさらに１年間更新するものとし、その後もまた同様とする。

（登録者の被紹介の手続）

第５条　登録者の紹介を受けようとするもの（以下「利用者」という。）は、本部長にその旨を申し出るものとする。

2　本部長は、前項に規定する申し出があったときは、当該登録者に利用者の氏名その他連絡先を連絡するものとする。

（登録料等）

第６条　人材バンクの登録料及び紹介料は、無料とする。

（登録内容の変更）

第７条　登録者は、登録申込書に記載した内容に変更を生じたときは、本部長にその旨を申し出るものとする。

（登録の取消し）

第８条　本部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録者の人材バンクからの登録を取り消すことができるものとする。

(1)　登録者から人材バンクの登録の取消しの申し出があったとき。

(2)　登録者から人材バンクの登録の更新について、何らの意思表示がなかったとき。

(3)　登録者がこの要綱又はこの要綱に基づく規定に違反したとき。

(4)　登録者が第２条第３項各号に該当する事由が発生したとき。

2　本部は、前項の規定により人材バンクの登録を取り消したことによって、登録者に損害が生じることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、人材バンク事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成 21 年７月１日から施行する。